参考別紙

育児休業取得に伴う保育量変更の運用について

はじめに、狛江市認可保育園では、保育標準時間認定の場合は１日11時間、保育短時間認定の場合は１日８時間の枠の中で必要に応じて保育を利用できます。令和８年８月現在、上のお子さんの入園後に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、育児休業開始前までに短時間認定へ切り替え申請を必要としていますが、10月１日から下記のとおり運用を変更します。

従来の運用

【運用】
上のお子さんの入園後に下のお子さんの育児休業を開始する場合は、育児休業開始前までに短時間（最大８時間保育）認定へ切り替え申請が必要。
【短時間認定開始日】
原則、育児休業開始日から短時間認定に切り替わる。

令和８年10月１日からの運用

【運用】
上のお子さんの入園後に下のお子さんの育児休業を開始する場合に、保育必要量の変更は求めないが、認定保育量の範囲内で保護者の就労時間等に応じて保育時間を決定。
【短時間認定に変更する場合の認定開始日】
月初め（１日）から育児休業開始する場合は、当月から保育短時間認定に切り替わる。
月途中から育児休業を開始する場合は、育児休業開始日の属する日の翌月１日から保育短時間認定に切り替わる。
例）育育児休業開始日が10月１日の場合、短時間認定開始日は10月１日。
　　児休業開始日が10月15日の場合、短時間認定開始日は11月１日。

【令和８年10月１日以降の育児休業取得】出産後の保護者の流れ

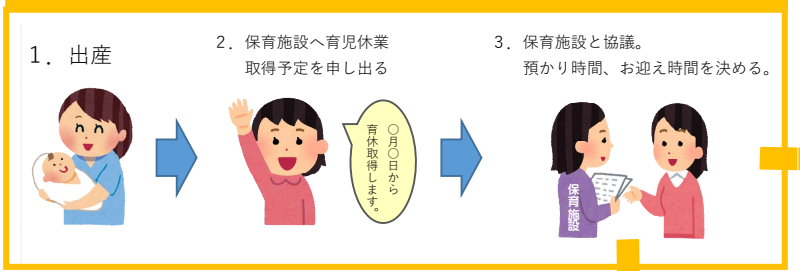

保育必要量を標準時間認定のままにする場合

保育標準時間の範囲内で保育園と話し合いの上、保護者の就労時間等に応じて保育時間を決定します。
※市への申請は不要

保育必要量を短時間認定にする場合

市に保育必要量の認定を短時間に変更する申請をしてください。
保育短時間認定開始日から保育短時間の範囲内でお迎えに来てください。後日、市から変更後の支給認定証を送付します。
【必要書類】子ども・子育て支援教育・保育給付認定（変更）申請書
※電子申請も可能です。電子申請をする場合は右のQRから申請ください。

≪電子申請フォーム≫➡
https://logoform.jp/f/X0ndZ

注意

お迎え時間が保育認定時間を超過した場合、延長保育料がかかりますのでご注意ください！

【お問合せ先】
狛江市子ども家庭部児童育成課保育・幼稚園担当
03-3430-1111（内線2307・2316・2328）